

議案第78号

## 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「をいう。）」の次に「又は高齢者部分休業（同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業に相当するものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。